

令和6年度

# 工事監査報告書

八代市監査委員

八市監第414号

令和7年3月19日

八代市長 中村博生 様

八代市議会議長 村川清則 様

八代市監査委員 江崎真通

八代市監査委員 上原治

八代市監査委員 北園武広

#### 令和6年度工事監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年度の工事監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、本工事監査における指摘事項について措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知願います。

## 目 次

1	監査の基準.....	1
2	監査の種類.....	1
3	監査の対象.....	1
4	監査の着眼点.....	1
5	監査の実施内容.....	1
6	監査の実施場所及び日程.....	2
7	監査の結果.....	2
8	まとめ.....	3

### 【添付資料】

令和6年度 熊本県八代市 工事監査技術調査結果報告書

報告者 特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット

## 1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準（令和2年八代市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく工事に係る定期監査

## 3 監査の対象

監査の対象として、次に掲げる工事を選定した。

### (1) 令和5年度 土道社第4号 永碇町高島町線改良工事（その4）

工事担当課 土木課

工事場所 八代市沖町外1町

契約金額 59,420,900円（税込）

受注者 株式会社 不知火建設

工期 令和6年3月21日～令和6年12月23日

### (2) 令和6年度 下建第11号 植柳新町二丁目污水管築造工事（その13）

工事担当課 下水道建設課

工事場所 八代市植柳新町二丁目

契約金額 24,035,000円（税込）

受注者 有限会社 福岡産業

工期 令和6年6月14日～令和7年2月6日

## 4 監査の着眼点

当該工事に係る計画、設計、積算、契約、施工等が関係法令等に基づいて、適法かつ効率的に行われているか、また、工事が現場の状況に適合した施工で安全性に十分配慮されているか、さらに、経済的に妥当であるかを主な着眼点として実施した。

## 5 監査の実施内容

### (1) 監査の方法

事前に当該工事の関係書類の提出を求め、予備調査を行うとともに、担当責任者等から説明を受けた。また、当該工事の現場に赴き、工事の施工状況、安全管理状況等の視察を行った。

なお、当該監査については、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、「特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット」と業務委託契約を締結し、専門家（技術士）から専門的立場による助言及び提案を受けた。

### (2) 監査の期間

令和6年11月18日から令和7年3月19日まで

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 書類審査

八代市役所本庁会議室

### (2) 現地調査

当該工事の各現場（八代市沖町外1町、八代市植柳新町二丁目）

### (3) 実施日程

令和6年11月18日

## 7 監査の結果

当該工事の計画、設計、積算、契約、施工等に関しては、重大な不具合もなく、概ね適正に行われていたが、その一部に改善すべき事項が見受けられたので、次のとおり個別指摘事項として記述した。速やかに改善に取り組んでいただきたい。

指摘事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知いただきたい。

なお、詳細については、別添の「令和6年度 熊本県八代市 工事監査技術調査結果報告書」を参考にしていきたい。

### 個別指摘事項

#### ◆土木課

- ① 特記仕様書別紙「施工条件の明示」には、条件の種別の該当欄にチェックを入れ、施工条件明示欄に具体的に記載するようになっているが、余裕工期の項目で、「第2章第7条に記載」となっており具体的な記載ではなかった。特記仕様書の第1章～第4章の記載内容に対し、別紙施工条件の記載はどのようにするか検討していただきたい。
- ② 施工計画書の内容が定型的な記述になっており、当該現場特有の施工計画になっていないところがあった。現場独自の条件等を含んだ施工計画書の作成を求めていただきたい。  
このことについては、平成29年度及び令和3年度の工事監査においても、同様の指導及び個別指摘を行っていることから、現場独自の条件等を含んだ内容であることを確認し、施工業者に指導を行っていただきたい。

#### ◆下水道建設課

- ① 特記仕様書別紙「施工条件の明示」には、条件の種別の該当欄にチェックを入れ、施工条件明示欄に具体的に記載するようになっているが、具体的に記載すべきところを、「特記仕様書のとおり」と記載されていた。特記仕様書の第1章～第4章の記載内容に対し、別紙施工条件の記載はどのようにするか検討していただきたい。
- ② 施工計画書に、当該現場に関係のない定型的な内容をそのまま記載しているものがあった。現場独自の条件等を含んだ施工計画書の作成を求めていただきたい。

なお、平成30年度の工事監査においても、特記仕様書及び施工計画書について同様の個別指摘を行っていることから、現場特有の条件等を含んだ内容であることの確認を行っていただきたい。

## 8 まとめ

今回の工事監査は、道路改良工事及び污水管築造工事について、経験豊富な技術士による建設的な助言や提案を受け、対象工事の計画、設計、積算、契約、施工等の適法性の確保とコストの縮減による効率性向上、また職員の技術水準の維持向上を図ることを主な目的として実施した。

その結果、当該工事はおおむね適正に行われていると認められた。これは、工事を担当する職員が日々職務に精励された努力の成果である。

今回の工事監査技術調査結果報告書の中で、特記仕様書や施工計画書に現場独自の条件等を含んでいないことについて触れてあるが、これまで実施した工事監査においても、同様の内容は度々指摘されていることである。

受発注者間で条件設定等に不整合があると、両者が想定する施工に必要な日数や機材が必要になる時期に齟齬が生じてしまい、その調整に不測の時間を要し、結果として工期を圧迫し、工期延長等につながることになる。このようなことを防ぐためにも、施工条件の明示は極めて重要なことであることから、各工事担当者は、工事ごとの多様な施工条件の調査、把握を十分に行い、特記仕様書において当該施工条件を的確に明示し計画的な工事監理につなげていただきたい。

また、公共工事においては、事業の実施に伴う多様かつ固有の条件やリスクに適正に対応できるよう高いレベルの知識や経験が要求されることから、外部研修会への参加や部内での技術勉強会等を継続し、今後も技術力向上のため自己研鑽に努めていただきたい。

最後に、この工事監査報告書の内容について、当該工事担当部だけでなく、建設工事を行う全ての部課かいにおいて広く情報共有を図っていただくことにより、若手技術職員の育成及び職員全体の技術水準の向上につなげ、ひいては、本市発注の公共工事の品質確保、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな市民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与することを期待するものである。

令和6年度  
熊本県八代市  
工事監査技術調査結果報告書

- ・調査対象機関名 熊本県八代市
- ・調査実施日 令和6年11月18日(月)
- ・調査報告書提出日 令和6年12月11日(水)
- ・調査場所 八代市役所301会議室及び当該工事場所
- ・監査執行者 代表監査委員 江崎 眞通  
監査委員 上原 治  
監査委員 北園 武広
- ・調査立会者 監査委員事務局 事務局長 山本 浩司  
ほか事務局職員
- ・技術調査実施組織 特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット
- ・調査実施報告者 梅原 暲也 技術士(建設部門)

〒812-0053 福岡市東区箱崎五丁目11番3-801号

特定非営利活動法人  
西日本建設技術ネット  
代表理事 村田 博 美



## I 調査の概要

### 【調査方法】

令和6年度の八代市工事監査は、建設部土木課及び建設部下水道建設課の実施中の監査対象工事について、令和6年11月18日に実施しました。その結果について報告します。

報告は、I 調査の概要、II 調査結果総括、III 技術調査結果に分けてまとめています。

監査の内容は、監査対象工事に関して、事業計画、設計、積算、工事発注・契約、施工、監督等に係る事項について、技術的観点から調査しました。

監査は、午前中書面調査、午後現地調査を行い、その結果を踏まえ、全体的な取りまとめを行いました。調査に際しては、各担当部署から説明を受け、必要な資料の提示を受けました。

技術調査の着目点は、①事業の必然性、②設計の合理性、③積算の根拠性、④特記仕様書等の運用性、⑤工事契約の合规性、⑥工事監理の適切性、⑦工事の安全性等です。

調査対象工事は下記のとおりです。

### 【調査対象工事】

- 1 令和5年度 土道社 第4号 永碓町高島町線改良工事（その4）  
工事場所 : 八代市沖町外1町  
工事担当課 : 建設部土木課  
設計金額（税込） : 60,071,000円  
契約金額（税込） : 59,420,900円（落札率98.9%）  
工期 : R6.3.21～R6.12.23  
受注業者 : 株式会社 不知火建設  
工事進捗率 : 50%（R6.10月末日 現在）
  
- 2 令和6年度 下建第11号 植柳新町二丁目污水管築造工事（その13）  
工事場所 : 八代市植柳新町二丁目  
工事担当課 : 建設部下水道建設課  
設計金額（税込） : 24,299,000円  
契約金額（税込） : 24,035,000円（落札率98.9%）  
工期 : R6.6.14～R7.2.6  
受注業者 : 有限会社 福岡産業  
工事進捗率 : 61%（R6.10月末日 現在）

## II 調査結果総括

令和6年度監査対象工事は2件です。

1件は、交差点を含む道路改良工事で、主体工事はプレキャストボックスカルバート工です。

他の1件は、污水管築造工事です。両工事とも現在施工中です。

道路改良工事は、今後、工期変更及び内容変更を伴う設計変更を行う予定になっています。

污水管築造工事は、計画工期内に完了する予定です。

それぞれの工事は、現在のところ、重大な不具合や軽微な不具合もなく、また、周辺からの苦情もなく、無事故・無災害で進められています。これは、工事を担当する部署の職員の方々の日ごろの技術研鑽のたまものであると思われます。

技術調査に際しましては、工事を担当する部署の職員の方々に真摯に対応して説明していただき、それぞれ職務の遂行を熱心に努めていることを理解することができました。

技術調査へのご協力に感謝申し上げますとともに、本報告書が、今後事業の改善や円滑な業務執行に役立てていただければ幸いです。

### Ⅲ 技術調査結果

#### 1 令和5年度 土道社 第4号 永碓町高島町線改良工事（その4）

工事始点側より工事終点側を望む



工事終点側より工事始点側を望む



#### 写真の概況

- ・始点側：プレキャストボックスカルバート10基連結の状況（コンクリートが白く見えるところ）。その先に水道管、歩道橋、交差点、電柱、信号機を望む。
- ・終点側：ガードマンの監視状況、歩道の迂回矢印、その先にバックホー、トラック等仮置き状況。その下に施工後のプレキャストボックスカルバート10基連結が隠れている。その先に、交差点、信号機、電柱を望む。

#### (1) 工事の概要

①工事内容	施工延長	L=43.1m
	プレキャストボックス（3500×1000）	L=43.1m
	舗装工（t=5cm）	A=259㎡
	矢板工（Ⅲ型）	N=123枚

②設計	設計業者：株式会社 福山コンサルタント 南九州支店
	選定方法：指名競争入札（9者応札）
	設計業務委託金額：8,745,000円（税込）

③工事監理	建設部土木課職員による工事監理（直営）
-------	---------------------

④工事契約年月日	令和6年3月19日
----------	-----------

#### (2) 事業の必然性について

本事業は、防災・安全交付金事業として、第2次八代市総合計画の市内一円道路整備事業に位置づけられています。

当該地区の市道永碓町高島町線は、八代市内中心部を結ぶ道路で、通学路としても重要な路線

となっています。しかし、交差点の形状が複雑化しており、車両等の通行に支障をきたしているとともに、児童が横断する際に車両に接触する可能性があり危険なため、交差点改良及び歩道の整備を行うことにより、通学路の安全確保を図るものです。

「事業の必然性」は、確保されています。

### (3) 設計の合理性について

設計の委託契約は、指名競争入札で行われており、9 者が応札し、株式会社福山コンサルタント南九州支店と契約しています。設計金額に対する落札金額の割合は 93.6%です。

当委託業務は、令和 4 年度に交差点修正設計として見直しを行ったものです。

見直しは、県警との交差点協議結果に基づき実施設計を行っていたものが、交差点部に用地購入が困難となった箇所が生じ、平面設計及び交差点設計の修正設計を行ったものです。

修正設計の内容は、平面交差点修正設計、照明・信号・配線経路等詳細設計、箱型函渠詳細（修正）設計、自立式土留工詳細（修正）設計等となっています。

照査は、初回、中間、最終の 3 段階で実施しています。備考欄には、チェック内容等必要な項目が記録されています。

打合せ記録簿には、協議の内容に応じた回答及び指示事項が記録されています。

函渠構造形式比較では、現場打ボックスカルバート、プレキャストボックスカルバート（PCボックスカルバート）、プレキャストボックスカルバート（RCボックスカルバート）の 3 案を比較しています。その結果、プレキャストボックスカルバート（RCボックスカルバート）を採用しています。

アスファルト舗装工の表層（車道・路肩部）は、再生密粒度アスコン（13）になっています。

これは、熊本県土木部長より「舗装工事における密粒度アスコンの使用区分について（通知）」があり、この通知を適用しています。

「設計の合理性」は、確保されています。

### (4) 積算の根拠性について

積算は、土木課の職員が直営で実施しています。

積算のミス防止には、建設部全体での研修会や積算会議等を通して、職員間の相互研鑽を行い、技術力の向上を図っています。

チェック体制は、係員同士で検算を行い、係長、課長補佐、課長等の決裁を通して意識の高揚を図っています。

工事設計書の内容は、標準積算単価を基本に、“施工パッケージ”を用いて行っています。

単価の決定は、熊本県統一単価、それがない場合は積算物価・積算資料、なければ 3 者見積りを行っています。歩掛は、熊本県土木部 積算基準に基づいています。

本工事内訳書の内容は、数量計算書、図面及び見積単価等と整合しているか、事例をもとに確認しています。事例は、プレキャストボックスカルバート工について行い、その結果、間違いはありませんでした。なお、3 者見積単価の決定は、3 者の平均値を採用しています。

「積算の根拠性」は、確保されています。

#### (5) 特記仕様書等の運用性について

工事特記仕様書には、第1章総則、第2章設計条件、第3章留意事項（共通事項）、第4章留意事項（特定事項）等からなっています。また、別紙には、別紙 施工条件の明示、安全管理チェックリスト等が添付されています。

特記仕様書は、契約図書の中で重要な位置づけとなっています。その記載内容は、工事特有のものとなっていなければなりません。別紙 施工条件の明示には、条件の種別の該当欄にチェックを入れ、施工条件明示を具体的に記載するようになっています。しかし、具体的に記載すべきところを、例えば、余裕工期の欄では、“第2章第7条に記載”となっています。

特記仕様書の第1章～第4章の記載に対し、別紙 施工条件の記載はどのように記載するか、検討の余地があります。

主体工である、プレキャストボックスカルバート工についての特記仕様は記載されていません。地耐力や緊張力管理、安全対策等について、特記すべきことを記載すべきだと思われます。

また、段階確認についても、特記仕様は記載されていません。

特記仕様書に記載されている内容の中で、不明確なところが見られます。例えば、熱中病対策の現場管理費の補正で“日最高気温の状況に応じて補正”と記載しています。具体的に、日最高気温はいくら以上を補正の対象にするのか、その測定場所はどこか等について記載したほうが良いと思われます。

「特記仕様書等の運用性」は、確保されています。

#### (6) 工事契約の合規性について

工事の発注は、制限付一般競争入札で行っており、下水道工事との合冊になっています。

合冊（入札）は、所管課や予算、工種等が異なる複数の工事の設計額の合算額をもとに1本の予定価格を設定し、1つの案件として発注（入札）しています。

合冊工事の発注は、同一区間内で道路整備工事と下水道埋設工事を同時に行う場合など、施工管理（工程・安全等）の観点から、同一業者による施工が合理的と判断できる工事について行っています。合冊（入札）のメリットは、別業者による施工の錯綜がなく、円滑な施工ができること、積算において諸経費の調整により設計価格を安くできることなどがあげられます。

また、契約については、落札額を各工事の設計額で案分し、別々に締結しています。

そのため、契約書や特記仕様書は、それぞれの工事ごとに作成されています。

入札では、2者が応札し、株式会社 不知火建設と契約しています。

設計金額に対する落札金額の割合は98.9%です。

工期は、令和6年3月21日～令和6年12月23日です。工期には、余裕工期30日が含まれています。

契約関係書類が、正しく整備されていることを下記資料で確認しました。

設計図書は、図面・内訳書・仕様書・現場説明書・質疑応答書等揃っていました。

受注者の契約提出書類は、i. 契約書2部 ii. 現場代理人・主任技術者選任届 iii. 課税事業者届出書 iv. 建設業退職金共済掛金収納書 v. 契約保証がなされている書類として銀行の「保証書」 vi. 建設リサイクル法の説明書等が提出されていました。

「工事契約の合規性」は、確保されています。

#### (7) 工事監理の適切性について

工事監理は、土木課の職員による直営で行われています。

工事監理の目的は、契約の適正な履行を確保するために、設計図書（共通仕様書、特記仕様書、図面等）に基づき、施工状況確認、工事に使用する材料確認、品質確認等を確認するものです。

請負者から施工計画書が提出され、受理したのち、現地立会、打合せ協議等を行い、工事の監理が行われています。

施工計画書の内容を見ると、一般的な記述になっており、当現場特有の施工計画になっていないところがあります。例えば、プレキャストボックスカルバート工について、地耐力や緊張力管理は一般的記載になっています。また、仮設工については、ラフタークレーン 25 トン及び 35 トンの据え付け位置が記載されていません。環境対策で見れば、舗装時切断時に発生する排水の処理について記載されていません。

工程管理は、工程表をもとに、余裕工期、週休 2 日試行状況、カルバート工等の工種状況等の内容を確認しました。現在のところ工程の遅れはなく、ほぼ予定通り進められています。

現場立会については、受注者から“確認・立会願ひ”が出ており、その都度、立会し、確認していることを確認しました。

打合せ協議もその都度実施しています。ワンデイレスポンスも行われています。気を付けなければならないのは、すぐに回答できない場合は、いつまでに回答するか、回答欄に記載しておくことです。

「工事監理の適切性」は、確保されています。

#### (8) 工事の安全性について

受注者は、指定された「安全管理チェックリスト」を作成し、施工管理を行っています。

同チェックリストの「第 3 者に対する安全対策」では、立ち入り防止措置、転落防止措置、工事看板等の設置、保安施設の設置、適切な誘導員の配置等が行われています。

また、「労働者に対する安全対策」では、転落防止対策、開口部等立ち入り防止対策、作業機械の用途外使用の防止等を行っています。

受注者の安全管理では、基本方針として“無事故無災害”を安全衛生管理の最大目標として掲げ、関係者に周知・徹底しています。安全管理活動では、朝礼、安全ミーティング、安全点検（作業前後の安全巡視）を行っています。

現在のところ、事故は発生していません。

今後の工事は、交差点部を含む周辺の工事であり、他工事による水管橋の移設（水道局管理）、交差点部の橋梁の撤去、プレキャストボックスカルバートの敷設等最新の注意を払いながらの施工となります。無事故無災害を基本に、安全管理の徹底を願っています。

「工事の安全性」は、確保されています。

## (9) 今後に役立てて欲しいこと

### ① 設計の合理性について

- ・当設計は、建設コンサルタントに委託し、令和4年度に交差点修正設計として見直しを行ったものです。
- ・見直しは、県警との交差点協議結果に基づき実施設計を行っていたものが、交差点部に用地購入が困難となった箇所が生じ、平面設計及び交差点設計の修正設計を行ったものです。
- ・設計の内容を確認したところ、比較検討、照査、チェック体制等適切に実施されていました。
- ・設計のミス防止は、重要な課題です。発注者として各段階での打合せ協議を通してのチェック、受注者の成果のチェック等、それ相当の技術力が必要です。さらなる技術力の向上を期待します。

### ② 積算の根拠性について

- ・積算方式は、『施工パッケージ型積算方式』を使用しています。この方式は、価格の妥当性・透明性確保、積算の効率化の一層の促進等の観点から採用されているものです。
- ・積算技術者は、それ相当の技術力が必要です。
- ・建設部の中で、研修や教育・訓練を通して技術力を磨いています。
- ・積算のミス防止は、重要な課題です。建設部の担当課では、技術力の強化やチェック体制の確立を図ってミス防止に努めています。歩掛や単価は年々更新されていきます。継続した積算技術力の向上を期待します。

### ③ 特記仕様書等の運用性について

- ・特記仕様書は、契約図書の中で重要な位置づけとなっています。その記載内容は、工事特有のものとなっていなければなりません。
- ・主体工事でありながら特記仕様がないものや、一部、不明確な表現がみられます。
- ・受注者は、特記仕様書をもとに、施工計画書を作成します。特記仕様書の内容の記載は重要です。
- ・建設部の中で、特記仕様書の記載内容について勉強会を行っているとのこと。継続して実施されることを望みます。

### ④ 工事契約の合規性について

- ・工事発注は、制限付一般競争入札で行っており、下水道工事との合冊になっています。
- ・合冊（入札）は、所管課や予算、工種等が異なる複数の工事の設計額の合算額をもとに1本の予定価格を設定し、1つの案件として発注（入札）するものです。
- ・合冊工事の発注は、同一区間内で道路改良工事と下水道埋設工事を同時に行う場合など、施工管理の観点から、同一業者による施工が合理的と判断できる工事について行われています。
- ・合冊（入札）のメリットは、別業者による施工の錯綜がなく、円滑な施工ができること、積算において諸経費の調整により設計価格を安くできることなどがあげられます。
- ・工事請負契約において、契約図書（契約書、共通仕様書、特記仕様書等）の内容に不備があってはなりません。それぞれの段階で確実なチェックをお願いします。

### ⑤ 工事監理の適切性について

- ・工事監理の目的は、契約の適正な履行を確保するために、設計図書に基づき、施工状況確認や

工事に使用する材料確認、品質確認等を確認することです。

- ・受注者から提出された施工計画書により、施工計画の内容を把握する必要があります。
- ・その施工計画書は、当該現場の状況を勘案した、具体的な施工計画書でなければなりません。しかし、定型的な表現や方法をそのまま記載している事例がみられます。
- ・また、共通仕様書に基づく記載事項を記載していることを確認することも大切です。
- ・必要な段階で、立会・段階確認を行っていることも確認できました。
- ・また、受注者から、打合せ協議が寄せられ、ワンデイレスポンスで対応している状況も確認しました。
- ・現在のところ、事故もなく、苦情もなく、適切な工事監理が行われています。
- ・残工事は、交差点及びその前後で、最も気を遣うところです。気を引き締めて監理することを願っています。

#### ⑥ 工事の安全性について

- ・人は、人為的過誤や失敗によってヒューマンエラーを起こします。
- ・人は、間違えることがあります。忘れることがあります。思い込みがあります。感情に走ることがあります。誰も見ていないときには違反をすることもあります。
- ・事故は絶対に起こさない、無事故・無災害は安全管理の目標です。
- ・発注者と受注者、それぞれが責任をもって、事故防止に取り組みねばなりません。
- ・発注者の責任として、受注者の「安全管理チェックリスト」の内容確認、KY活動や安全ミーティング、安全点検などの安全管理活動の確認、安全教育の実施状況の確認などが必要です。
- ・発注者としての心構え、受注者への配慮、心配りが大切です。
- ・現場立会や打合せ協議を密に行い、コミュニケーションの徹底、相互の信頼関係を保つことをお願いします。

## 2 令和6年度 下建第11号 植柳新町二丁目污水管築造工事（その13）

### （1）工事の概要

工事始点側を望む



工事終点側を望む



#### 写真の概況

- ・工事始点側では、下水道管渠の埋設完了、1号マンホール設置完了、公共ます設置完了。  
今後、舗装工事に取り掛かる。
- ・工事終点側では、下水道管渠の埋設完了、1号マンホール設置完了、  
既設小型マンホール接続完了、公共ます設置完了。  
今後、舗装工事に取り掛かる。

- ①工事内容
- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| 施工延長            | L = 146.0m             |
| 開削工 (Φ200)      | L = 146.0m             |
| 1号マンホール         | N = 4箇所                |
| 小型マンホール         | N = 1箇所                |
| 公共ます設置工         | N = 11箇所               |
| 表層工 (A s t=5cm) | A = 300 m <sup>2</sup> |
| 表層工 (A s t=4cm) | A = 15 m <sup>2</sup>  |
- ②設計
- 設計業者：東和測量設計株式会社 八代営業所  
選定方法：指名競争入札（10者応札）  
設計業務委託金額：18,480,000円（税込）
- ③工事監理
- 建設部下水道建設課職員による工事監理（直営）
- ④工事契約年月日 令和6年6月13日

## (2) 事業の必然性について

本事業は、社会資本整備総合交付金の社会資本総合整備計画(R2~R6)上で、八代・八代東部処理区幹線・枝線整備(L=8,600m)と位置づけており、その計画の中で当該工事L=146.0mを施工するものです。

令和3年度に当該工事箇所を含む八の字処理系統(植柳新町一丁目・植柳新町二丁目)を下水道事業計画区域として決定しており、事業計画区域決定後7年間を目安に整備完了しなければならないものとなっています。

「事業の必然性」は、確保されています。

## (3) 設計の合理性について

設計の委託契約は、指名競争入札で行われており、10者が応札し、東和測量設計株式会社八代営業所と契約しています。設計金額に対する落札金額の割合は95.0%です。

当委託業務は、「令和3年度 下建委 第2号 植柳新町一丁目外污水管築造工事に伴う測量設計業務委託」で行ったものです。業務内容は、污水排水計画の検討、工法検討書、構造計算書、数量計算書等でまとめられています。

設計方針は、開削工法を基準とし、推進工法やマンホールポンプ設置を行わないように、流下方向を検討して決定しています。

下水道本管周りは、保護砂で施工せずに砕石で埋戻しが出来る、“下水道用リブ付き硬質塩化ビニル管”を採用しています。

作業土工の埋戻は、現地の状況から地下水が高く、含水比が大きいことから発生土は使用できないとの判断で、再生クラッシュランを使用しています。

アスファルト舗装工の表層(車道・路肩部)は、再生密粒度アスコン(13)になっています。

これは、熊本県土木部長より「舗装工事における密粒度アスコンの使用区分について(通知)」があり、この通知を適用しています。

「設計の合理性」は、確保されています。

## (4) 積算の根拠性について

積算は、下水道建設課の職員が直営で実施しています。

積算の技術力向上には、建設部全体での研修会や下水道建設課内の積算会議等を活用しています。また、熊本県建設技術センター主催の講習会への参加等外部講習会への参加等も活用しています。

チェック体制は、係員同士での検算、係長、課長が再度チェックするシステムを取っています。

工事設計書の内容は、標準積算単価を基本に、“施工パッケージ”で実施しています。

単価は、熊本県土木部設定単価、八代市建設部土木工事統一単価、公表されている単価については、建設物価、積算資料など刊行物を参考にしています。

歩掛は、下水道用設計標準歩掛表 令和6年度(公益社団法人 日本下水道協会発行)、公表されていない単価については、3者から見積を徴取し、見積比較表を作成しています。

本工事内訳書の確認は、数量計算書、図面及び単価等と整合しているか、事例として、管きょ

工及びマンホール工についてチェックしました。その結果、間違いはありませんでした。

「積算の根拠性」は、確保されています。

#### (5) 特記仕様書等の運用性について

工事特記仕様書には、第1章総則、第2章設計条件、第3章留意事項（共通事項）、第4章留意事項（特定事項）等からなっています。また、別紙には、別紙 施工条件の明示、安全管理チェックリスト等が添付されています。

特記仕様書は、契約図書の中で中心となるものです。その記載内容は、工事特有のものとなっていなければなりません。別紙 施工条件の明示には、条件の種別の該当欄にチェックを入れ、施工条件明示を具体的に記載するようになっています。しかし、具体的に記載すべきところを、例えば、“特記仕様書の通り”と記載されています。特記仕様書の第1章～第4章の記載内容と、別紙 施工条件の記載に検討の余地があります。

特記仕様書に記載されている内容の中で、不明確なところが見られます。例えば、熱中病対策の現場管理費の補正で“日最高気温の状況に応じて補正”と記載しています。具体的に、日最高気温はいくら以上を補正の対象にするのか、その測定場所はどこか等について記載したほうが良いと思われます。

「特記仕様書等の運用性」は、確保されています。

#### (6) 工事契約の合規性について

入札は、指名競争入札で行われています。10者が応札し、有限会社 福岡産業と契約しています。設計金額に対する落札金額の割合は98.9%です。

工期は、令和6年6月14日～令和7年2月6日です。工期は余裕工期30日が含まれています。

契約関係書類が、正しく整備されていることを下記資料で確認しました。

設計図書は、図面・内訳書・仕様書・現場説明書・質疑応答書等揃っています。

受注者の契約提出書類は、i. 契約書2部 ii. 現場代理人・主任技術者選任届 iii. 課税事業者届出書 iv. 建設業退職金共済掛金収納書 v. 契約保証がなされている書類として西日本建設業保証株式会社の「保証書」 vi. 建設リサイクル法の説明書等が提出されています。

「工事契約の合規性」は、確保されています。

#### (7) 工事監理の適切性について

工事監理は、下水道建設課の職員により直営で行われています。

工事監理の目的は、契約の適正な履行を確保するために、設計図書（共通仕様書、特記仕様書、図面等）に基づき、施工状況確認、工事に使用する材料確認、品質確認等を確認するものです。

受注者から施工計画書が提出され、受理しています。

施工計画書は、当該現場の状況を勘案した具体的な施工計画とすることが重要です。定型的な

内容をそのまま記載しているものが含まれています。例えば、「当社が指定する本工事における危険・有害な作業」では、当該現場に関係ない指定作業・具体的な危険対応及び措置が含まれています。

工事監理の内容は、下記資料で確認しました。

工程管理では、工程表をもとに、余裕工期、週休2日試行状況、開削工、マンホール工等の工程状況等の内容を確認しています。現在のところ工程の遅れはありません。所定の工期内で完成する予定です。

現場立会については、受注者から“確認・立会願ひ”が出ており、その都度、立会し、確認しています。

打合せ協議は、必要に応じその都度行われています。協議に対し、回答はワンデイレスポンスの趣旨をよく理解し、実施されています。

ただし、回答に時間を要するものについては、いつまでに回答するかあらかじめ、回答日を想定することが必要です。例えば、受注者から、令和6年9月11日付で“小型マンホールの位置について”の協議が提出されていました。それを受け、令和6年9月18日付で回答指示が出されていました。ワンデイレスポンスの趣旨を良く理解し、工事監理に臨まれることを願っています。

施工上で苦労したところは、個別の“公共ますの設置”に伴う住民との確認、公共ますの位置の決定・確認、側溝や境界に設置しているコンクリート壁の下を通す下水道管渠の設置等とのことでした。

全面通行止めを行いながらの施工にも関わらず、苦情はなかったとのことでした。

これは、日ごろからの挨拶や関係者への丁寧な説明や施工のたまものであったと思われます。

工事監理で非常に大事なことは、住民の身になって、住民のことを考えながら、施工にあたることです。残工事として、舗装工事が残っています。気を緩めることなく、監理することを願っています。

「工事監理の適切性」は、確保されています。

#### (8) 工事の安全性について

受注者は、指定された「安全管理チェックリスト」を作成し、施工管理を行っています。

「第3者に対する安全対策」では、立ち入り防止措置、転落防止措置、工事看板等の設置、保安施設の設置、適切な誘導員の配置等が行われています。

また、「労働者に対する安全対策」では、転落防止対策、開口部等立ち入り防止対策、作業機械の用途外使用の防止等を行っています。

受注者の安全教育・訓練では、安全目標基本方針（全工期間災害ゼロ、健康な身体と健全な作業環境づくり、決められたことを一人一人が守る決意と実行等）を関係者に周知・徹底させるとともに、毎月1回の安全会議、毎週月曜日の安全点検日、毎週金曜日の安全衛生に関する指導及び反省会、毎月1回の社内安全パトロール等を実施しています。

今後の工事は、舗装復旧を残すのみとなっています。

無事故無災害で完成することを願っています。

「工事の安全性」は、確保されています。

## (9) 今後に役立てて欲しいこと

### ① 設計の合理性について

- ・当設計は、建設コンサルタントに委託し、令和3年度の成果としてまとめています。
- ・設計方針は、開削工法を基準とし、推進工法やマンホールポンプ設置を行わないように、流下方向を検討して決定しています。
- ・下水道本管周りは、保護砂で施工せずに砕石で埋戻しが出来る、“下水道用リブ付き硬質塩化ビニル管”を採用しています。
- ・設計のミス防止は、重要な課題です。発注者として各段階での打合せ協議を通してのチェック、受注者の成果のチェック等、それ相当の技術力が必要です。さらなる技術力の向上を期待します。

### ② 積算の根拠性について

- ・積算方式は、『施工パッケージ型積算方式』を使用しています。この方式は、価格の妥当性・透明性確保、積算の効率化の一層の促進等の観点から採用されているものです。
- ・積算技術者は、それ相当の技術力が必要です。建設部の中で、研修や教育・訓練を通して技術力を磨いています。
- ・積算のミス防止は、重要な課題です。建設部の担当課では、技術力の強化やチェック体制の確立を図ってミス防止に努めています。歩掛や単価は年々更新されていきます。継続した積算技術力の向上を期待します。

### ③ 特記仕様書等の運用性について

- ・特記仕様書は、契約図書の中で重要な位置づけとなっています。その記載内容は、工事特有のものとなっていなければなりません。
- ・主体工事でありながら特記仕様がないものや、一部、不明確な表現がみられます。受注者は、特記仕様書をもとに、施工計画書を作成します。特記仕様書の内容の記載は重要です。
- ・建設部の中で、特記仕様書の記載内容について勉強会を行っているとのこと。継続して実施されることを望みます。

### ④ 工事契約の合規性について

- ・入札は、指名競争入札で行われています。
- ・契約関係書類は、正しく整備されています。
- ・工事請負契約において、契約図書（契約書、共通仕様書、特記仕様書等）の内容に不備がなくてはなりません。それぞれの段階で確実なチェックをお願いします。

### ⑤ 工事監理の適切性について

- ・工事監理の目的は、契約の適正な履行を確保するために、設計図書に基づき、施工状況確認や工事に使用する材料確認、品質確認等を確認することです。
- ・受注者から提出された施工計画書により、施工計画の内容を把握する必要があります。
- ・その施工計画書は、当該現場の状況を勘案した、具体的な施工計画書でなければなりません。定型的な表現や方法をそのまま記載している事例がみられます。
- ・また、共通仕様書に基づく記載事項を記載していることを確認することも大切です。

- ・必要な段階で、立会・段階確認を行っていることも確認できました。
- ・また、受注者から、打合せ協議が寄せられ、ワンデイレスポンスで対応している状況も確認しました。
- ・現在のところ、事故もなく、苦情もなく、適切な工事監理が行われています。
- ・残工事として、舗装工事が残っています。気を緩めることなく、監理することを願っています。

#### ⑥ 工事の安全性について

- ・人は、人為的過誤や失敗によってヒューマンエラーを起こします。
- ・人は、間違えることがあります。忘れることがあります。思い込みがあります。感情に走ることもあります。誰も見ていないときには違反をすることもあります。
- ・事故は絶対に起こさない、無事故・無災害は安全管理の目標です。
- ・発注者と受注者、それぞれが責任をもって、事故防止に取り組まねばなりません。
- ・発注者の責任として、受注者の「安全管理チェックリスト」の内容確認、KY活動や安全ミーティング、安全点検などの安全管理活動の確認、安全教育の実施状況の確認などが必要です。
- ・発注者としての心構え、受注者への配慮、心配りが大切です。
- ・現場立会や打合せ協議を密に行い、コミュニケーションの徹底、相互の信頼関係を保つことをお願いします。

以上